

〔実務ノート〕

法曹三者の倫理の在り方についての
一考察その 4 の 2

山 根 祥 利

法曹共助の倫理をテーマとして、実務に共助の意味と紛争解決に真に必要な倫理があることを示し、法科大学院での法曹倫理教育でも共助の倫理の重要性を学生に理解して貰えるように努めたいという願いは、近時の事案の解決の場面で強く感じている。それは、和解の方がむしろ早く且つより妥当な解決ができる案件なのに、いたずらに対決姿勢が強く、単に不快なだけでなく、無用な議論を要し、依頼者の要望を整理せず、ひたすら依頼者の言い分に固執することが、あたかも代理人として依頼者に誠実であるという職務基本規定 5 条の趣旨を誤解している弁護士が明らかに増加しているという現実があることによる実感である。

現在の職務基本規定には、法曹共助についての直接的な条文がないためか、これまでスポットを当てたものはないと言ってよいのが実情であるが、実際の実務では、法曹共助の倫理が不可欠であるから、今後の議論の深まりと広がりの中で、いずれは具体的規定を置くことになろうと思うのである。

本稿では、前号で、地主・借地人間で共同して不動産を売却する基本合意書を締結し、それに従って測量を実施し、当事者双方がそれぞれ買主を探し、札入れの期日を決めて蓋を開け高値の方を買主とした。

その上で、建物の解体・土地の整地に着手し、具体的な売買契約の売買金額外の事柄を決める作業に入っていた段階で、突如売主の 1 人である地主が風水を理由に、翌年の旧暦の正月以降でなければ売らないと言い出し

たため、買主はもとより、関係者全てがあまりの理不尽さに唖然とした。

その対策を考えたものの、買主が、会社としては今期の決算で本件不動産の取得を計上することが出来なければ、不動産購入資金を金融機関から調達するのに実績にならず極めて不利な状況に陥るため、購入を断念した。そのため、買主対応を不可欠とするほか、地主・借地人間の紛争を新たに解決しなければならない事態に陥ったのである。

この事態において、本来は、地主代理人が地主の勝手に非常識な言動を抑えるのが当然である。

しかるに、地主代理人は、地主の行動を、ほぼ全く抑えることをせず、地主の常識外れのわがままを受忍し、言葉の上では、借地人や借地人代理人に謝りの言辭を発しながら、地主の意思をそのまま実現しようとする態度は、いささかも改まることがなかった。

以下、その後の借地人と借地人代理人の苦闘の実情につき、その全ての段階で、地主代理人の法曹倫理上の問題点にふれることにする。

第1 新たな解決への模索

1 決まっていた買主への売却が地主の一方的且つ理不尽な意思で実行が事実上出来なくなることは通常あり得ないことである。しかし現にあり得ないことが起こり、善後策を講じなければならなくなったのである。

- ① 地主の借地人との基本合意に明らかに反する行動は、合意（契約）違反として当然なすべき債務の不履行である。従って、善後策の前に、借地人に対して債務不履行の責任をしかるべく果たす義務が地主にある。

しかしながら、地主側からは、それについて具体的な事柄についての不履行責任を果たそうとする提案はなかった。そこで借地人としては地主に対し、損害の回復とその求め方について、どのような方法で行うべきか模索する事になったのである。

- ② 売主と買主の間では、売主の言われなき不動産売買契約締結の拒絶であり、買主としては、得べかりし利益を失ったのであるから損害賠償請求をすることが通常である。この点、借地人も地主と同列での売主の地位にあるから、買主から請求を受けることを免れない事になる。

その法的な構成は、契約成立以前と見るか、不動産売買契約の主要な内容は、札入れ後の交渉過程を経ていたことからほぼ固まっていたこともあり、実質的に契約が成立していたことと同視できるとすることも可能かも知れない。いずれにしても、借地人は、地主のはた迷惑な態度の豹変と共に、買主への対処を迫られることになったのである。

- ③ 既に依頼した測量士と解体業者への最小限出来高についての支払いをしなければならず、手持ち資金に全く余裕のない借地人としては、注文主としてその 2 分の 1 の負担をどうするかの問題があった。

2 法的な解決方法をとらなかった理由

- ① 前項 1 の方法は、借地人として、解決が結果として遅くなり、且つ不動産を共同して売却するという共同歩調が空中分解することになり、それを避けたいというのが、依頼者である借地人の意向であったため、地主側が呑める程度のペナルティーに留めることが現実的だと判断したことによる。
- ② 買主に対しては、実際の請求がないことがベストであるから、地主に対する損害賠償請求の意思があるかどうかを水面下で打診した。買主は、確かに本来なら損害賠償を請求したいところだが、経験上、訴訟自体が煩わしく、年度内に成果が出るとは思われない。本件にこだわってはいは、今期の会社の実績に影響し、資金調達について、金融機関からの融資枠を確保するためには、別の物件で解決することの方が、自社にとって必要性が高いという。その結果、幸にして、買主からの請求を免れることが出来ると判断したことが大きかった。
- ③ 出来高に対する支払いは、解決までの間、今後の支払い分を原則として、地主に立て替え払いをして貰い、解決時に新たな買主から受け取る売買代金で精算するという方法を地主に呑ませる方策をとることとした。

3 新たな解決への移行の決断

- ① 共同売却の方針自体の変更はしない。

地主と借地人が共同して本件不動産を売却することは、双方に取って揺るがない解決方法であり、この点については、全く変更は考えられないことであった。

② 新たな売買を地主主導へ切り替える決断

再度同じことが起こっては意味がないため、売買について地主の主導に切り替え、且つ一定の縛りかけるという対処に切り替えた。

4 縛りの内容

遅くとも平成27年11月27日迄に申し入れた具体的な解決案についての回答を求めた。

① 止めた売買で得るはずであった売買代金88,010,000円の2分の1である44,005,000円以上を保証させる。

② 地主が負担するもの

ア 借地の地代免除（平成27年11月分以降新たな売却完了までの分）

イ 建物の固定資産税・都市計画税（平成27年11月以降建物の減失登記までの分）

ウ 水道代（平成27年11月以降建物の解体終了までの間分）

③ 借地人が負担すべき費用（新たな売却完了時に清算）

ア 仲介手数料の半分を上限

$$88,010,000 \text{ 円} \times 3\% + 6 \text{ 万円} \times 1.08 \times 1/2 = 1,458,162 \text{ 円}$$

イ 分筆測量及び分筆登記に要した費用の半分

$$2,115,589 \text{ 円} \times 1/2 = 1,057,794 \text{ 円}$$

ウ 解体整地費用見積額3,240,000円の内 i ii 除く残額2,424,000円

i 見積書の内、不要になった植木伐採抜根391,000円

ii 見積書の内、残滓ゴミ片付処分425,000円

④ 地主が新たな売却終了まで立替える費用

ア 解体整地契約に基づく支払い債務・工事済み分399,600円

イ ゴミの撤去費用既払い分518,400円

ウ 今後の解体整地費用見積額2,424,000円

エ 分筆測量及び登記費用1,057,794円

第 2 新売買の経過

1 新たな基本合意書の締結

- ① 本来であれば、新たに基本合意書を作成して、今度こそスムーズな契約の締結と履行を確保することが要諦である。しかし、これもスムーズには行かず、実際には地主は新たな買主を見つけることを優先し、借地人代理人の度重なる要請にもなかなか耳を傾けず、地主代理人は、ここでも地主の意向を重視したのである。
- ② このような地主代理人のマインドは、職務基本規程 29 条（受任の主旨の明確化）・36 条（報酬の明示）等から代理行為の源をなす委任契約書の作成が義務付けられていると判断されるのに、「うちの事務所では、委任契約書は作らないで、仕事をするにしている」と公言してはばからない態度とパラレルでずるずるべったりのメリハリのない仕事のやり方である。

そのため、依頼者とのトラブルを避けるには、依頼者の言うがままに従うということになる外仕方がないのであろう。しかし、これは、弁護士として、依頼者との間では誠実義務（規程 4 条）を果たしたとは言えても、弁護士の使命が社会正義の実現（弁護士法 1 条・規程 1 条）にあり、自由で独立した存在である（規程 2 条・18 条）ことから明らかに外れていると言わざるを得ない。

- ③ その結果、借地人代理人がいくら促しても、新たな合意書の締結について、具体化しようとせず、新たな売買をトラブルなく成功裏に終了させるための背骨としての重要な意味を持つ新合意書の作成をせず、地主主導をいいことに、タイムリーな借地人代理人への連絡がないまま、ずるずると新売買が進行することになってしまったのである。そのため、新合意書は、なんと新売買契約が固まった後の平成 28 年 2 月下旬まで引っ張られることになったのである。

2 具体的な新売買の進行

- ① 株式会社 K I の買い付け証明が平成 28 年 1 月 18 日に地主代理人から借地人代理人へメールされた。

しかし、その買付証明書の作成日付は、平成 27 年 12 月 10 日で

あり、買い付額 9000 万円・契約希望日 28 年 2 月上旬・引き渡し希望日 3 月下旬・売主の分筆登記完了後の売買・引き渡し前の確定測量図交付及び越境物の解消・その他別途協議という内容であった。

40 日間も買い付証明について、何ら報告が代理人間でなされなかったことは、如何に地主主導とはいえ、借地人代理人に対し交渉当事者として、不誠実と言わざるを得ない。

そこで、平成 28 年 2 月初めに K I 社の買付け証明書をふまえて、地主代理人宛てに下記内容の確認を書面で発送した。

- i 支払いを待っている解体業者に対する支払いを手付け金から優先的に支払う。
 - ii 解決が遅れたことによる地主のペナルティーとして
 - a 地代免除
 - b 解体した建物の固定資産税・都市計画税の地主負担
 - c 解体・整地が遅れた期間の水道代金
 - d 解体・整地業者へ借地人が既に支払った費用を新売買の決済までの間地主が立て替える。
- ② 地主代理人からは、色よい返事がなく、新売買の着地時期と内容に不安を覚えたので、今後依頼者である借地人からのクレームがあっても対処できるように、その間の実情を借地人代理から、依頼者である借地人へ下記報告書を送付して置くこととした。これは、紛争予防の観点で規程 31 条・34 条の反対解釈からと規程 42 条をあらかじめ避ける意味からである。

報 告 書

平成 28 年 2 月 8 日

依頼人借地人 様

弁 護 士 山 根 祥 利

前 略

その後についてご報告します。

- 1 新しい買手との契約がまだ出来ていないことが問題であり、本来の 2 月 5 日以降なら売買できるという期限を過ぎています。

地主代理人は、12 日に仲介業者と会って契約日を決めるということですが、F 土建に 9 月に仕事を始めて頂き、既に半年近くとなり、支払も出来ていないという状況なので、嚴重に申し入れています。

- 2 3 月末に整地して引き渡せなければ、新しい買主との間で違約問題が発生しかねないので、気が気ではありません。

- 3 また、地主の身勝手わがままをそのまま認める訳にいかないという立場で、特に仲介手数料は元の 8801 万円を基準に負担するという縛りを譲りたくないなので、この点を一貫して主張していますが、その点について、地主代理人からのメールの返事が以下の通りです。

「本日、先ほどまで当職依頼人と協議しましたところ、何とか、ご提案の固・都税負担については了承してもらうことができました。

しかし、仲介手数料の負担につきましては、どうしても承諾してもらうことができませんでした。本件につきましては、これまで（基本合意書締結の前から）紆余曲折がありました。（当然ですが）双方それぞれお立場が違いますので、それぞれ（当職依頼人の側にも）言い分はあるのだらうと思っています。

貴職依頼人の借地人の言い分も当然あるのだらうと思いますが、

仲介手数料の負担につきましては、当初の条件どおり折半ということで、何とかご了承いただけますでしょうか。

今週12日午後6時に仲介業者と打ち合わせしますので、売買契約書の案をお送りできる予定です。

上記の仲介手数料の負担につきましてご了承いただけるのであれば、2月中に売買契約を締結し、3月末までに明渡決済というスケジュールとなる予定であります。」

4 いくら筋を通そうとしても、地主には、世間の常識が全く通じません。

馬の耳に念仏のたとえにもありますので、この際割り切って解決する他ないように思います。

加えて、地主代理人が社会正義の何たるかを理解せず、依頼者の理不尽さを修正することなくそのまま主張するだけなので、匙をなげて終わりにするのが、大人の態度かもしれません。

草々

③ 新売買契約の成立と滞りない履行の確保

- i 地主主導の新売買ではあるが、事実上共同して売買するものであり、これまで支払いを理由なく待たせている業者へ速やかに且つ確実に実行することと、地主と借地人間の清算を一括且つ買主との残代金支払いと同時に清算出来るようにする必要がある。
- ii 借地人代理人として、地主代理人のフリーハンドにさせないことは勿論であるが、今回は、最終決着が、買主が融資を受ける銀行で行われるので、その場ですべてが滞りなく終了するように事前準備が不可欠である。
- iii これまでの地主代理人の仕事の手法から見て、任せておいてはとて完全な事前準備が出来るとは思えなかったため、やむを得ず借地人代理人が新売買の内容が確定する前に、地主代理人へ以下の書面を送りまずは牽制して置くこととし、依頼者にも送付した。

株式会社 K I との売買契約締結について

平成 28 年 2 月 12 日

地主代理人弁護士〇〇〇〇先生

借地人代理人

弁護士 山 根 祥 利

貴殿依頼人地主との間で唯一同意頂けなかった仲介手数料について、本日当職依頼人借地人から、これまでの度重なる地主による独断に精神的に疲れ果て、仲介手数料の算定を 9000 万円を基準とする事もやむを得ないと回答してきました。

そこで、以下の事を前提に至急株式会社 K I との売買契約の締結を進めて下さい。

記

- 1 売買代金 9000 万円は、地主と借地人が半々の 4500 万円ずつ取得する。
- 2 手付金は、地主と借地人が半々取得するが、地主は、平成 27 年 5 月 25 日付基本合意書によって借地人が先行して負担した金員の外、F 土建に解体整地請負契約が既に違約状態にあるところ、その紛争を防止し、株式会社 K I への引き渡しに支障を来さないために、地主は、手付金の内、金 100 万円を無利息で借地人に貸与し F 土建への当面の支払いに充て、K I との決済時に精算する。
- 3 地主が、基本合意書の不履行によって下記を負担する。但し、下記の②③の金員は、株式会社 K I との決済時に精算する。
 - ① 借地人の平成 27 年以降の本件借地の地代の支払い請求権の放棄。
 - ② 借地人の解体建物の平成 28 年度の固定資産税・都市計画税を負担する。

固定資産税・都市計画税は、平成24年から平成27年まで毎年同額の年間31,800円であり、平成28年度も同額だと思われるので、平成28年1月～3月までの3ヶ月分7,950円となる。

- ③ 借地人の平成27年11月から平成28年3月までの水道料金を負担する。

水道料金は、1ヶ月3,628円なので、上記5ヶ月分18,140円となる。

以上

- ④ 地主代理人に対する売買契約の内容の早期確定と履行の確認作業
- i ようやく、2月半ばに地主代理人から売買契約書の内容の検討に入るという連絡を受けた。この時期まで、内容を確定出来ていなかったことが判明し、改めて、強く申し入れた意味があり、何とか売買契約の締結に間に合わせられるという感触を初めて得た。
 - ii 次は、最終決済を見通して以下の清算についての書面を地主代理人へ送付しておく必要を感じ、直ちに下記の書面を作成して地主代理人へ送付し、借地人へも完了時をイメージして頂くために送付した。

売買契約決済時の清算について

平成28年2月17日

地主代理人弁護士〇〇〇〇先生

借地人代理人

弁護士 山根 祥利

契約締結から残金精算までのお金の流れについて、あらかじめ相互了解を得ておきたいと考え、まとめてみましたのでご確認下さい。

1 地主と借地人間の清算

2月25日の契約時に地主から100万円の無償立て替えを頂きF土

建への支払い等に充てますが、その返還を精算時にさせて頂くことにします。

その際、売買契約の仕切り直しによる地主にご負担頂く下記合計金額 31,390 円を差し引いた 968,610 円を、お返しすることにしたと考えます。

記

① 借地人の解体建物の平成 27 年 11 月～平成 28 年 3 月までの固定資産税・都市計画税（年額 31,800 円）の 5 ヶ月分 13,250 円。

② 借地人の平成 27 年 11 月から平成 28 年 3 月までの 5 ヶ月分の水道料金（1 ヶ月 3,628 円）18,140 円。

合計 ①+②=31,390 円

2 株式会社 K I との清算

① 地主と借地人は、それぞれ売買代金 4500 万円の受領済み手付け金 200 万円の残額 4300 万円を受領する。

② 地主と借地人は、それぞれ S G R 地所株式会社へ仲介手数料として金 1,522,800 円を支払う。計算根拠は以下のとおり。

$(4500 \text{ 万円} \times 3\% + 6 \text{ 万円}) \times 1.08 = 1,522,800 \text{ 円}$

③ 地主と借地人がそれぞれ取得する金額は、①-②=41,477,200 円となる。

3 前記 1・2 の結果、地主と借地人間の清算の実際は以下の様になる。

借地人は、前記 2 ③で取得した 41,477,200 円の内、地主氏へ前記 1 の 968,610 円返金精算する（968,610 円は現金で用意頂き、地主へ渡すことで終了）。

そのため、K I から口座へ振り込んで貰う実際の金額は、40,508,590 円である。

4 その他

借地人は、F 土建から建物の取り壊し証明書の交付を受けたら直ちに建物の滅失登記をし、登記簿謄本が残金決済時に間に合えばその場で K I へ提出する。

登記所の都合や解体整地が不慮の事由で遅延した時には、登記簿謄

本が出来次第、K Iへ提出する。

以 上

⑤ 売買契約締結の前日に新合意書締結

- i 紆余曲折してようやく売買契約締結前日の平成28年2月24日に合意書締結という売買契約とその履行についての基準として実質の意味を失った形式・つじつま合わせの最たるものとなってしまい、誠に内心忸怩たるものがあつた。ここに地主代理人の仕事のやり方が滲み出ているというべきである。
- ii 今回は、事故が起こらないように、側面で借地人代理人が、段取りを精査し、手落ちがないように、事前にメールや電話で諄い程、地主代理人へ連絡したことで、何とか大きな齟齬を来さずに済んだと言うのが本当のところであつた。
- iii 問題は、そのことを地主代理人がどの程度気付き、意識しているかは、甚だ疑問なことである。これは、最早法曹共助の倫理を大きく逸脱し、借地人代理人へのおんぶにだっこになってしまったのである。なぜそこまでとは思ひながら、呉越同舟であり、誰かが船を着けなければ終了しないのであるから、借地人代理人が貧乏くじをあえて引くことにしたのである。

合 意 書

地主（以下「甲」という。）と借地人（以下「乙」という。）は、甲所有に係る下記「不動産の表示」記載の土地（以下「本件土地」という。）及び同土地に設定された乙の借地権（本件土地と併せて、以下「本件不動産」という。）の一体売却（以下「本件売買」という。）にあたり、以下のとおり合意した。なお、甲乙間の平成27年5月25日付け基本合意書の各条項については、第5項を除き引き続き有効とする。

〔不動産の表示〕

所 在 ○○区○△5 丁目
地 番 ○×○番××
地 目 宅地
地 積 241. 00㎡

第 1 条（本件売買の進捗状況の確認）

甲及び乙は、本件売買について、S G R 地所株式会社仲介に係る買主株式会社 K I（以下「買主」という。）との売買契約（売買代金 9000 万円）を進めることを確認する。

- 2 甲及び乙は、本件売買代金 9000 万円につき 4500 万円ずつ取得することを前提として、甲乙それぞれ買主との間で売買代金 4500 万円の売買契約を締結することを確認する。
- 3 甲及び乙は、本件売買について、平成 28 年 2 月 25 日に買主との間でそれぞれ売買契約を締結した上で、同年 3 月末日までに引渡し決済することを基本とすることを確認する。

第 2 条（本件売買の諸条件の確認）

甲及び乙は、前条に従った本件売買に関する諸条件について、以下のとおり確認する。

- (1) 本件売買は本件不動産の一体売却であるので、甲乙それぞれ買主との間で締結する売買契約についても不可分一体とする。但し、後記 (5) から (8) の各事項については乙の費用及び責任のもと対応するものとする。
- (2) 本件売買代金について、本件土地のセットバック部分を減額しない。
- (3) 本件売買契約締結時に、甲乙それぞれ買主から、証約手付として手付金 200 万円を受領する。
- (4) 本件売買の契約書は、それぞれ原本 1 通のみとし、これに貼付する印紙代はいずれも買主の負担とする。
- (5) 本件売買は更地での引渡しとし、これに要する費用は乙の負担とする。
- (6) 乙は、本件土地を更地にするにあたり、東側境界に接する甲

の駐車場外壁を毀損したり、西側境界上の塀を毀損した場合には、その費用及び責任のもとこれらを修繕する。

- (7) 上記 (6) のうち、東側境界に接する甲の駐車場外壁毀損に伴う修繕については、甲が依頼する業者によるものとしその費用は乙が負担するが、当該修繕がスムーズになされるよう事前に本件土地の当該箇所を甲乙それぞれが依頼する業者間で現状確認した上で、甲から乙に修繕費用の見積書を提出して進めるものとする。甲は決められた手続きにしたがって行われた修繕結果に異議を唱えない。
- (8) 本件土地に旧建物解体に伴う廃材やガラが埋まっていた場合には、乙はその費用及び責任のもとこれらを撤去する。
- (9) 本件売買にあたり、甲及び乙は、不動産仲介業者のSJR地所株式会社に対し、仲介手数料として、それぞれ売買代金の3%相当額に6万円を加算した額152万2800円(税込)を支払うものとする。
- (10) 乙は、平成28年3月末日までに本件土地上建物の滅失登記が完了しない場合には、遅くとも同年4月末日までに同登記を完了させるものとする。

第3条 (諸費用精算の確認)

甲及び乙は、本件売買に伴う諸費用の精算について、以下のとおり確認する。

- (1) 甲は乙に対し、平成27年11月分以降の地代を免除する。
- (2) 平成27年11月から平成28年3月までの本件土地上建物の固定資産税及び都市計画税1万3250円については、甲の負担とする。
- (3) 平成27年11月から平成28年3月までの本件土地の水道料金1万8140円については、甲の負担とする。
- (4) 本件土地上の建物解体費用及び本件土地を更地にする費用に充てるため、甲は乙に対し、平成28年2月25日に買主から受領する手付金のうち100万円を無償貸与する。
- (5) 上記(4)の100万円の返金は本件売買決済時とし、乙は甲に対し、上記(2)および(3)の合計3万1390円を差し引いた

96 万 8610 円を返金する。

第 4 条（定めなき事項）

本合意書に定めなき事項については、甲乙誠実に協議の上対応するものとする。

以上のとおり本合意が成立したので、それを証するため本合意書 2 通を作成し、甲乙各代理人記名押印の上甲乙各 1 通を保有する。

平成 28 年 2 月 24 日

甲代理人

（住所省略）

弁 護 士 ○ ○ ○ ○

乙代理人

（住所省略）

弁 護 士 山 根 祥 利

⑥ 新売買契約の締結

- i 平成 28 年 2 月 25 日に地主と K I、借地人と K I との間でそれぞれ別の契約書で不動産売買契約書を締結した。代金は 4500 万円で手付金は 200 万円である。残代金は平成 28 年 3 月 31 日までに決済とした。
- ii 手付金の処理は、事前にくどく地主代理人へ連絡しておいたので、予定通りに授受ができた。

※ 新売買契約書添付省略

第3 契約後のドタバタ劇

- 1 地主のペナルティーについて確実に実行させるため、地主代理人から地主の手付金を借地人代理人が預かり、しかるべく支払いをした。
- 2 買主の希望に添った土地の手直しのために借地人代理人が解体・整地業者との連絡に事実上関与する事になった。
- 3 決済日に備えて司法書士との連絡も心許ないために、必要書類の準備等を含め結果的に借地人代理人がほぼ全て対処する事になった。
- 4 現場状況の確認も地主本人が隣地に居住しているにもかかわらず結果的に借地人代理人が行った。
- 5 銀行での残代金の支払い方法と、その場でのお金の振り分けについては、地主がナーバスになるというので、表向きは手を出さなかったが、事前に地主代理人にその内容を説明し、形式は地主代理人作成の売買代金支払い方法の当日用の書面を作成させたのである。

第4 決着段階

- 1 3月28日に突然、地主代理人から、3月31日の最終清算日にすべてを終了することが出来なくなったという連絡が入り、これには参ってしまった。
- 2 しかし、ここで何とかする外ないと覚悟を決め、31日決着を実現するために、事前清算合意書を作成し、買主の了解を得て実現することを提案した。
- 3 借地人代理人が主導し、地主代理人と借地人代理人とで急遽作成し、買主との決済を何とか31日に無理矢理終える算段をした。
- 4 その間の実情を依頼者に説明し、無用の不安を与えないように配慮したのが次の報告書である。報告書で詳細な経過を記述しているのは、出来るだけ事情を正確に依頼者に把握して貰うことが、不安を少しでも和らげることになるかと判断したからである。そのことは、依頼者に、代理人として如何に困難な場面で可能な限りのアイデアを出し、難局を乗り切ったか解って頂くことにもつながるのである。

報 告 書

平成 28 年 3 月 28 日

依頼人借地人 様

弁 護 士 山 根 祥 利

1 平成 28 年 2 月 25 日

株式会社 K I との売買契約締結に至るために、借地権を借地人が相続されたことを証明するための遺産分割協議書を作成、地主との間の合意書を 2 月 24 日付で作成するなど準備して臨んだことは、既にご理解頂いております。

- ① 25 日当日は、借地人とご一緒でしたので、詳細な報告は必要ないと思いますが、当事務所での契約書調印が、K I 専務 N H 同席の下、仲介業者 S G R 地所株式会社部長 T H によって進められ、手付金 200 万円と地主からの無償立替金 100 万円を N H 専務より受領しました。
- ② 150 万円を同日 F 土建へ送金しました。
- ③ 不足し、建て替えになっていました実費 20 万円の清算をして頂きました。
- ④ 解体する家屋の鍵は F 土建へ貸与するが、思い出深い物なので戻して貰うこととしました。

2 平成 28 年 2 月 26 日

F 土建へ鍵を持参しました。

3 平成 28 年 2 月 29 日

地主代理人から、解体整地に伴い、地主のフェンスの土台と門柱の補修を車庫の工事をした I G H 株式会社で行うことで見積書をメールしてきた。補修の約束をしているが、工事で難癖をつけられては、またつまらないところでもめる基になるため了承することとした。見積り金額は、97,200 円。

4 平成28年3月7日

I G Hの見積りについて地主代理人から問い合わせがあり、了解したと回答。

5 平成28年3月11日

- ① 当職から、F土建へ解体作業のスケジュールの確認の連絡をし、14日から開始し、28日頃を目処として進めること、I G Hと連携しながら進めることの確認をした。
- ② 地主代理人へ14日解体作業開始等の報告をした。

6 平成28年3月14日

F土建へ問い合わせしたところ、現場に行ったが雨のため、実際の解体作業は、15日以降になるが支障はないとのことで安心した。

7 平成28年3月17日

仲介のT H氏から連絡があった。

- ① 決済の日時の確定を3月31日の午前中でどうかとの提案。
- ② 整地確認を現地で行いたい。
- ③ 司法書士からの問い合わせに当職に直接対処して欲しい。

8 平成28年3月18日

- ① 仲介業者からの17日の問い合わせに対し以下の対処をした。
 - i 3月31日○×銀行△支店で午前10時30分から決済することとなった。
 - ii 現地での解体整地確認を3月28日午後1時からとし、F土建に立会いをお願いした。
 - iii 司法書士宛戸籍謄本を送付した。
- ② 地主代理人から、977,680円の清算について、よく分からない混乱する内容の、僭越極まりないメールでの提案があり、メールで「合意書そのままが良いはず」と返事したが、更に例によって地主への配慮なのか、更に意味不明な訳の分からないことを言ってくる。

9 平成 28 年 3 月 22 日

- ① 仲介の T H 氏と 4300 万円の決済の内訳を、現金で 2 本（1 本は仲介手数料、もう 1 本は、地主との清算金）に、その余を振り込みでと相互に確認した。
- ② 地主代理人からその後も、清算金についてしつこく問い合わせがあるが、支離滅裂であまりに馬鹿馬鹿しく対応する気になれず、しばらく放置することにした。

10 平成 28 年 3 月 23 日

朝、F 土建へ連絡し、建物が 22 日には解体し、23 日には既に建物が存在しないことを確認し、建物の滅失登記申請を依頼した。

11 平成 28 年 3 月 24 日

現場の確認をするため現地へ行った。28 日に行われる買主の解体整地終了の確認を前に、当職として状況把握しておくためであった。朝、雨模様であったため、重機は動いていなかったが、現場は傾斜面に段差はあったものの、大体整地も終了近いと思われた。花壇部分をも撮影したが、そこがフェンスの土台が浮いてしまう箇所だと思われた（写真のプリントアウトについては別便で郵送）。

12 平成 28 年 3 月 25 日

借地人へ電話で状況説明した。週明けに詳細報告書を送付することとした。

13 平成 28 年 3 月 26 日

仲介業者の T H 氏へ状況報告して、地主代理人の理解の悪さに困っているが、当たり前の実行時の処理の仕方で行くことを再度確認した。

14 平成 28 年 3 月 28 日

- ① F 土建へ連絡
 - i 午後 1 時に現場で会うことにし、31 日に F 土建へ支払うことを伝え、残金については事前に連絡を貰うこととした。

- ii IGHとの連携について、いつから補修工事をするのかなど、現場での確認をする必要があることを痛感し、IGHの人に現場で会うことを希望したところ、本日立ち会うことが分かったので、当職が現場で対処することにした。
 - iii 家の鍵は、30日までに返還して貰うこととし、31日に借地人へお返し出来るようにした。
 - iv 現場責任者から木の根の撤去の結果、水道の栓を移設する他ないため、道路に近い向かって左側に移設したとの報告があった。そこでF土建のTZ氏に電話で本日解体整地工事終了を理由として水道局へ水道を止めるよう連絡をお願いした。
- ② 地主代理人宛31日の清算についての最終判断をメールでした(添付のメールのやり取りを参照下さい)。
- ③ 午後1時～現場
- i NZ専務と仲介のTH氏とF土建の現場責任者が立ち会って、整地の仕方について、NZ専務の指示を受けて最終仕上げ形を確認し、本日完成とすることとした。
 - ii 隣地との境界並びに境界標などの確認をNZ専務がし、問題ないとのことであった。
 - iii 31日の清算について、TH氏に本日地主代理人宛メールのコピーを渡し、メールのようにお願いし、NZ専務も了解したので一安心となった。
 - iv IGHの下請けが現場に来ており、門扉など、F土建の壊しを具体的に指示しながら行っていたので、F土建の壊しにはクレームはあり得ないと判断した。
 - v IGHの補修工事がいつからで、何時終了するのか下請けに質したところ、「4月以降になる。カタログを地主に渡しているが、まだ決まっていない。フェンス全体なのかどうかなど決まっていない」など、驚きの情報が得られた。現場へ出向いたからこそ解ったことであり、3月31日に終了させるための方策を考える必要がある。
- ④ 地主代理人への連絡
- i 31日の支払いをようやく確認して貰った。これだけ人騒がせをしたのに、地主代理人は、済みませんの一言もない。呆れる

ばかりである。

- ii IGHへの支払いにつき、見積り通りの金額を 31 日に支払い、責任免除の申し入れをした。そのための書面は、後日問題とならないように当職が起案することを宣言した。地主代理人は、F 土建の工事が本日修了したことから、明日実際の工事金額を提出して貰うように連絡し、出来るだけ早く当職へ知らせるとのことであった。

以上

【添付書類】 (省略)

1 地主代理人とのメールのやり取り

5 枚

5 終着へ向けて最終準備

- ① 終局で滞りなくスムーズに進行させることが、代理人の重要な職務である。

そこでは、通常三つの分野で完全性が要求される。

- i 契約が約束通り履行されることが、まず最重要である。契約内容に合致した履行であり、且つその場で派生的に一括処理すべきことを当然含むので、売買契約の場合でも、残代金が支払われることだけにとどまらないのである。その場で清算されることが多々あり、そのほとんどが、金銭のやりとりを含むことが通常なので、現金決済か、振り込み決済かによって、確認作業に要する時間を考慮に入れた、余裕を持った進行が求められるのである。
 - ii 売買契約の履行に関与する関係業者との間の清算が同時的に行われるのが通常であり、不動産売買であれば、仲介業者への支払いや、司法書士に対する必要書類の提供や登記手数料等の支払いを含むのである。
 - iii 今回のように売主が複数であったり、逆に買主が複数であったりすると、それら当事者間での清算が必要な場合がある。
- ② 最終局面で、地主代理人の 28 日の動揺させる行動があった後で

あり、当然不安を募らせていることを理解し、借地人代理人として、事態の收拾をすることが出来るという安心感を依頼者に持っていただき、最終的な信頼を強くするために、依頼者宛に送付した報告書が次のものである。

- ③ しかし、この報告書は、地主代理人がしっかりしていれば元来不要なものなのである。地主代理人の行動による無駄且つ意味のない対処を余儀なくさせられた究極の場面である。

報 告 書

平成 28 年 3 月 29 日

依頼者借地人 様

弁 護 士 山 根 祥 利

直前となりましたので、本日の動きと、31日の決済日に行うことを確認的に提示しておくのが良いと思います。

本日 29 日の動きは以下のとおりです。

- 1 仲介業者は水曜日が休日なので、S G R 地所へは、今日中に必要事項の連絡をしなくてはなりません。そこで、本日、担当の T H 氏へ別紙のメールを送付しました。
- 2 建物の滅失登記が本日完了予定なので、当事務所事務長が法務局へ行って取得してきました。これを、T H 氏へ P D F で送付し、買主への連絡を依頼しました。
滅失登記完了証と登記簿謄本の写しを FAX します。
- 3 地主代理人宛、事前清算合意書の原案をメールしました。I G H の補修工事費の負担分です。返事待ちです。金額は見積金額 97,200 円としましたが、F 土建の解体・整地が修了し、網状フェンスの土

台部分がすかすかになったことから、見積金額を増額してくる可能性があります。妥当な金額であればやむを得ないと思いますが、お金の用意の都合がありますので今日・明日中に地主代理人からの回答が必要です。

- 4 F 土建から 31 日の午後送金する解体・整地工事費の残金の支払い金額が 1,259,600 円であることの連絡がありましたので、地主代理人へ早速 FAX しました。
- 5 31 日の〇×銀行△支店での決済に向けて、S G R 地所の T H 氏と借地人側として準備して行くものについて本日確認しましたので、そのメールを FAX します。ご確認下さい。印鑑証明書は、私が原本をお預かりしていますのでそれを持参します。借地人様は、実印を忘れずにお持ち下さい。

④ 事前清算合意書作成の意味

- i 地主と借地人間の清算について、前言をまたもや翻すような地主の言動を最終局面にも関わらず、敢えて混乱させた地主代理人の言動は、買主を不安に陥れた。何の脈絡もなく突然、その時の気分なのかどうか不明だが、積み上げた交渉経過とすでに了解事項となっていることさえ、いとも簡単に反故にしてしまう地主のわがままをまったく抑えようとしなない地主代理人の存在が元凶である。
- ii 買主の理解を得る必要と地主にだめ押しするための 2 つの要請から、事前清算合意書を作成することで対処することをようやく地主代理人に理解させ、おそまきながら地主の了解も取れたので、以下の事前清算合意書を作成することが出来た。

事前清算合意書

地主（以下「甲」という。）と借地人（以下「乙」という。）は、平成28年2月24日付合意書第2条（6）（7）記載の修繕につき、甲が指定したI G H株式会社へ支払う修繕費用の乙負担分について、下記のとおり合意しました。

記

- 1 甲・乙は、解体・整地工事が終了した後、甲の都合により未だ修繕（補修）工事の開始時期及び終了時期が決まらず、工事が3月31日迄に終了しないことが明らかとなったことを確認する。
- 2 甲・乙は、修繕（補修）工事開始前に事前清算することとし、乙がI G H株式会社の見積金額97,200円を甲へ支払うことにより、前記修繕費用負担義務を免れることを合意した。
- 3 甲・乙は、本日、乙が甲へ修繕費用97,200円を支払い、甲がこれを受領したので、乙が修繕費用負担義務を免れたことを相互に確認した。

平成28年3月31日

甲代理人

（住所省略）

弁 護 士 ○ ○ ○ ○

乙代理人

（住所省略）

弁 護 士 山 根 祥 利

⑤ 依頼者への説明の徹底

- i 更なる地主と地主代理人のあがきが続き、その間に実情を依頼者にタイムリーに伝える必要を感じて、連日の報告書作成・送付となったものである。
- ii この段階では、決済前日であるから、当日持参する物や待ち合わせ場所など、直接電話でも依頼者と話し、安心して頂くことを心がけたのである。

報 告 書

平成 28 年 3 月 30 日

依頼人借地人 様

弁 護 士 山 根 祥 利

- 1 朝自宅で地主代理人からの返事をチェックしたところ、
 - ① 事前清算合意書について、地主の都合で 31 日までに修繕工事が出来ないからやむなく事前清算をする必要ができたという事実を認めたくないため、削除してきました。
 - ② しかし、これまで見積りし直し事前清算金額の増額をほめかしていたのに、当職がそれを見越して、現在の見積金額である 97,200 円を明記しておいたところ、増額せずすんなり認めたので作戦勝ちとなりました。
- 2 本番前日ですので、あらためて現場の確認、特に I G H の修繕前の状況を明確にしておく必要があると考えて、朝 10 時頃現場に行きました。
 - ① 現場確認をし、写真を撮りました。整地状況は、昨日はまだ作業中でしたので、完成形を写してきました。
 - ② 水道の栓を移動したところも撮影して、併せて F 土建へ電話で水道局への連絡が終わっているかどうか確認したところ、水道局へ通知済みであるとのことで安心しました。
 - ③ 現場から地主代理人からのメールや現場の状況、水道局への

F土建からの連絡などについて、借地人へ連絡しました。

- ④ 借地人から、地主代理人とのやり取りとその成果をご確認頂き、明日、97,200円と実印を持参して頂き、午前10時に○×銀行△支店で落ち合うこととしました。

3 明日は、月末と言うこともあり、金融機関の事務手続が混雑し送金の修了確認が午前中いっぱいかかると思います。

- ① ○×銀行での作業が終了後、直ちに当職の事務所へ一緒に戻ります。
- ② 当事務所では、以下のことを行いますが、銀行の業務時間内に送金手続きをする必要があるため、食事は事務所と言うことになると思います（お弁当を用意させていただきます）。
- ③ 具体的に行うこと
- i F土建へ解体整地工事費の残金1,259,600円を送金する。
 - ii お預かりしている解体建物の鍵やその他原本類の返還
 - iii 当事務所との清算手続き
 - iv 借地人へ売買残金から支払った残りのお金を借地人の銀行口座へ振り込む。

以 上

第5 依頼人借地人への売買契約の実行についての説明と了解

- 1 当日依頼者本人が決済の場面に立ち会っていたのであるが、そのような経験が普段あるはずがなく、改めてどのようなことがそこでなされたのかを正確に理解して頂くことが代理人の努めである。
- 2 このような報告書は、期日報告書と同様な意味をもつものであるが、決着という重要場面をいわば焼き付けて頂くような理解をして貰うことが評価に繋がるのである。
- 3 終了報告書は、必ず作成して依頼者に提供すべき書面であり、規程36条・40条の要請するところでもある。

終 了 報 告 書

平成 28 年 3 月 31 日

依頼人借地人 様

弁 護 士 山 根 祥 利

第 1 解決の総覧

長くかかりましたが、本日ようやく懸案の紛争を終結するに至りました。借地人には、予想を上回る地主母子の社会常識を逸脱する考え方のため、常識で行動しようとする我々とあらゆる場面で衝突しました。

相手側地主代理人の明らかに誤った弁護士倫理の解釈の連続にも悩まされました。依頼者の言うことには全て従い、弁護士としての前言を平気で無視することを何とも思わない誠に特異な人物が担当したことも、解決に無駄と支障を余儀なくさせられました。

しかしながら、本日、決着することができ、心から安堵いたしました。色々ありましたが、すべての理不尽さを莞爾として受け止めた時に解決の道が見えた気がしています。

私個人としては、特に L & J や、株式会社 M、F 土建などに対して、大きな迷惑をかけ、今回経済的にも本来なら損害賠償が当然であるご迷惑をかけたことを背負ってしまいました。これは、今後どこかでお返しする義務を負ったと受け止めるしかないと考えている次第です。

第 2 本日の決済について

1 ○×銀行△支店での決済

午前 10 時～午前 11 時 55 分 1 階会議室にて

売主側 地主 地主代理人

借地人、借地人代理人山根祥利弁護士

買主側 株式会社 K I の N Z 専務／分譲住宅部 H K

司法書士 N T

仲介業者／S G R 地所 T H

2 決済手順の内容

- ① 司法書士が、移転登記に必要な書類の確認をし、問題がないので、売主を地主、借地人の順序で、それぞれ残金 4300 万円の支払いを受ける手続をした。
 - i 現金で地主との清算金 977,680 円と仲介手数料 1,522,800 円を受領し、その余の 40,499,520 円を当職の預り金口座へ送金して頂いた。時間がかかり、振り込み確認ができたのが 11 時 45 分であった。
 - ii その間、以下のことを行った。
 - a 事前清算合意書 2 通の調印と借地人に持参頂いた 97,200 円の授受を行い、地主代理人から領収証を受け取った。
 - b 平成 28 年 2 月 24 日付合意書 3 条 (5) に基づく金 977,680 円の清算を行い、地主代理人から領収証を受領した。
 - iii 着金確認ができたので、
 - a 株式会社 K I へ 4300 万円受領の領収証を手渡した。
 - b S G R 地所へ仲介手数料を支払い、領収証を受領した。
- ② 売主・買主間で不動産引渡確認書を作成した。
 - i 株式会社 K I バージョン
 - ii 仲介業者 S G R 地所バージョン

3 当事務所での送金手続など

- ① F 土建へ残金 1,259,600 円を送金した。送金の控えを借地人へお渡しした。
- ② 当事務所の委任契約に基づく受任業務終了による、契約書に基づく清算をして頂いた。その際計算根拠についての説明を書面と口頭でさせて頂きご了解を得た。
- ③ 預かっていた原本類などをお返した。

第 6 依頼者との弁護士費用等の清算

- 1 事前に請求内容を詳細に説明するための書面を作成し、且つ終局段階での大変な質量の対処をしたことを報告していたことなどから、問題なく清算していただくことができた（規程 45 条）。
- 2 地主の特別な性格はある程度理解していた依頼者も、代理人弁護士までも特異な人柄であったため、通常では、あり得ない数々の対処を当職が行ったことを理解していただいたことが大きかった。
- 3 大変な思いをしたが、依頼者には最終的に大いに感謝された。これがあるから、苦労はあっても代理人冥利に尽きることに成り、仕事への意欲がわいてくるのである。
- 4 報酬請求には、まったくご納得して、スムーズなお支払いを受けたのである。

第 7 その後の問題発生

- 1 借地人から、突然借地人実妹から、売買代金の分配を要求されたという話が飛び込んだ。どこに実妹の理解と齟齬があったのか、理解できなかった。
 - ① 法的には、嫁に行って借地に住んでいなかった借地人の実妹も相続人である。しかし、借地人は、妹との間で、借地権についての相続は希望しないと聞かされており、両者に事務所に来て頂いて、妹さんの意思を確認した上で依頼者のみが借地権を相続するとする遺産分割協議書を作成した。妹さんの相続意思がないとの確認は何度も念押ししたので、当職の手続に問題があったとは思われなかった。そのため、これで内部紛争は、防止できたと考えていた。ところが、この点が後日別の内部紛争となったことは、返す返すも残念でならない。
 - ② 借地人から、妹さんとのトラブルについての代理人就任要請があった。しかし相続人間のトラブルには、弁護士として上記の遺産分割協議書作成に関わりを持ったので、明らかに相手方となる実妹から協議を受けており規定 27 条 1 号に当たり受任できないことを説明した。
 - ③ 結果として、依頼者に他の弁護士を紹介して、それ以降、内部

紛争が解決するまで、依頼者に関与することができなくなったのである。

2 原因

相続人間の利益相反の回避のために、代理人として、借地人へ何度も説明し、妹さんの意思確認をくどく求めていたのであり、事務所で会った妹さんの態度からも、本当に借地権の共同相続人として権利行使する意思はないと信じるだけの状況があったのである。

しかし、後から考えてみると、妹さんは、相続人として前面に出て面倒なことはしたくない。だからといって、実質的な相続人として、売却金から相当額を貰う権利は留保するというものだったことが見抜けなかったのである。これは、返す返すも残念である。

3 内紛の解決結果

- ① 紹介した弁護士の活躍（誰でもよいのではなく適切な人選がキーポイントになる）によって、大きな出費でなく、依頼者に有利な解決金での決着ができた。ここでも代理人に人を得ることの重要さが意味を持つ。
- ② 依頼者夫婦揃って解決報告に来て、妹の本音を理解せずに進めていたことへの反省と、全てが解決したことによるお礼の言葉を頂戴し、ようやく受任案件が本当に解決したのだと言う気持ちになり、少しだけ救われた気持ちになったのである。

第8 本件の弁護士倫理からの総括

1 事実としての総括

- ① その4の1では第1売買、その4の2では第2新売買を取り扱っているが、地主・借地人それぞれ事情が異なり、各人ごとの考え方も当然異なり、そのことを見極めることが、案件受任が前提とすることの意味をもっと深く、慎重に見極めることの重要性を認識することである。
- ② 相手方の弁護士の気質・力量を見定め、それに応じた対処をすることを心がける。そして本件相手方弁護士（地主代理人）のあらゆる場面での判断と行動を見越した弁護士活動を敢えて心がけ

て実行する。

- ③ 弁護士職務基本規定を無視すること無頓着な相手方弁護士の行動・発言にどう対処するかである。出来れば改めて頂けるように最大限努力する。最低限でも、被害を受けないように可能な事前対処を心がける。
- ④ 第 2 売買の実行への関わりは、契約は相手方弁護士が、契約の履行・実現は借地人代理人が対処することになったが、ここでも相手方弁護士の断トツなラフさ加減が本来不要なことまで拡大し、結果的に無駄な時間を経過させ、労力を付加させたのである。本稿で無駄な事務量の多さを強調したのをご理解頂けたのではと考える次第である。
- ⑤ 最後に、相手方代理人の無神経さの例を挙げておく。

4月になって、相手方弁護士から、借地人が供託した地代の取り戻しのために借地人が取り下げするのが簡便なため、取り下げの依頼があったが、当職はこれはさすがに断ったのである。地主代理人には、その程度の手間は自ら行ってもらうことで、多少とも反省につながらないかと考えたからである。

2 理論としての総括

- ① 法曹倫理は、通常法曹三者のそれぞれについて論じられるのが一般である。法科大学院で法曹倫理が必須科目となってからも、教科書やその他の文献で法曹三者の共助という視点で正面から論じているものは見当たらない。

他の法曹との関係での倫理は、弁護士倫理としては、ローファームや共同事務所内の弁護士相互の倫理が正面から取り上げられるが、それも依頼者との関係で多く論じられるのである。

海外でも同様に法曹三者間の倫理を正面から扱うという傾向は見られない。

- ② 私が法曹三者の法曹倫理を主要なテーマとしたのは、実務の中で、実際に人権擁護と社会正義を使命とする（弁護士法 1 条・弁護士職務基本規程 1 条）弁護士の仕事が、法曹間での共助が無ければ本来の機能を果たすことができないという現実があるからである。

現実重視が法曹の原点だから、そこにも法曹倫理の光を当てる

ことが必然だと考えるようになったからである。

- ③ 現実の弁護士の仕事を直視すると、裁判外・裁判内を問わず、相手方弁護士・裁判官・検察官との間での様々なやり取りがあり、書面の交換等が日常的になされる。

そこでは、一定の結論に向けて、それぞれの立ち場からの事実上・法律上の行為がなされる。勿論そこでは、法律や経験的な職業慣習などが行動規範として機能している。これらは現時点では、倫理規範として明文化されてはいないが、明らかに法曹の間で規範として機能しているのが現実である。

- ④ 実定法は、民事・刑事共に法曹三者の共助を以下のように予定しているのであるから、法曹倫理としても、本来法曹共助の倫理について具体的な場面を想定した倫理をイメージ出来るはずなのである。

i 民事事件

- a 交渉事件では、双方代理人弁護士間に於いて問題点についての主張・立証が法廷外で行われるから、相互に気配り・配慮が不可欠である。
- b 訴訟事件では、期日の決定・進行、主張・立証、和解か判決かの結論まで、双方代理人の考え、協力が必要である。裁判官も和解の勧告は出来るが、双方代理人の意思を無視して和解することは出来ないのである。ここでも明確に処分権主義が機能しているからである。

ii 刑事事件

- a 起訴前では、弁護人が捜査検事と処分について協議するのが通例である。実質は交渉であるが、その法的な根拠は、検事の事件処理に必要な事実を証拠と共に提供することによって、より正しい社会正義の実現を弁護人の立ち場で実現する行為である。
- b 公訴提起後の公判では、検察官の主張に対して、弁護人としてその適所に於いて意見を述べ、弁護人のストーリーを明確にしながらか主張・立証し、検察・弁護両者が最終意見を述べ、裁判所の判断を仰ぐのであり、裁判所は判決という形式でこれに答えるのである。

以上のように、法曹三者は、どのような場面でも、1人で出来ることではないのであり、そこには一定の共助が予定されていると見ざるを得ない。

それは、民事訴訟法・民事訴訟規則、刑事訴訟法・刑事訴訟規則の中に散見されることで理解出来るはずである。

- ⑤ 法曹共助の倫理をさらに解析する。
 - i 共助は2つの要素を包含していると思うのである。第1は協議であり、具体的な場面で関係する法曹間で話し合うことが予定されている。第2は協働であり、実際にそれぞれの法曹が自らの立場で適切な行動をすることが求められる。第1と第2を含めてそれぞれの立場を全うすることで、法曹共助として妥当な結果を導くことが出来るのである。
 - ii 協議・協働を実効的に機能させるのは、法曹の目配り・気配り及び関係法曹への配慮である。その背後には、関係法曹へのリスペクトの存在が大きいと感じている。

以上が、現時点での法曹共助についての一定レベルの到達点であるが、今後更に深めて行きたいと考えている。

以 上